

第26回全日本少年少女空手道選手権大会山形県予選会
第34回全国中学生空手道選手権大会山形県予選会
審判・監督会議資料

1. 遵守事項

(1) 共通事項

- ①競技規定については実施要項のとおりとする。
- ②審判・監督会議は事前に本書面の配布のみにより実施する。当日は審判においては出欠確認のみ、監督は受付時に棄権する選手を報告すること。
- ③選手が不適切な服装、防具で入場した場合、2分（形は1分）ルールは適用しない。但し、監督については当該競技者の監督につくことができない（組手団体戦の場合は、その選手の試合のみ）。

(2) 審判員

- ①競技中指定された席を必要以上に離れないこと。
- ②組手競技において、マウスシールドが外れた場合は直ちに主審が「止め」をかけ、付け直させてから再開すること。
- ③審判員は同じ団体に所属する選手の審判はできない。但し、審判員に不足が生じた場合は、審判長又はコート主任の判断により審判団に編成することがある。

(3) 選手

- ①組手競技におけるマウスシールドの装着は任意とする。
- ②組手競技においてマウスシールドが外れた場合は、直ちに主審が「止め」をかけるので付け直すこと。
- ③試合前後はきちんと礼をし、ハグ、グータッチ、握手、出迎え、送り出しはしないこと。また、おたけびや派手なりアクションは禁止とする。
- ④トーナメント方式では負けた選手から随時退場する。

(4) 監督

- ①監督はあらかじめ届出があった者とし役員及び審判と兼ねることはできない。
- ②異議申し立てについては実施要項に記載のとおりとする。
- ③監督席では大きな声での過度な発声や拍手を禁止する。
- ④監督は必要以上の指示をしない。もし2回主審に注意された場合は、その試合のみ退場となる。
- ⑤監督は空手着を着用しなくてもよいが、監督としてふさわしい服装とすること。また、県連指定の腕章を装着すること。
- ⑥監督は予選会が円滑に進行するよう、当該所属団体の一般入場者に取決め事項やマナー等を遵守するよう呼び掛け、協力いただくよう要請をすること。

2. 競技について（実施要項記載以外）

(1) 形競技

- ①小学生については、全ての回戦において2人制で行う。
- ②中学生個人種目について、得意形以外は全て2人制で行う。
- ③2人制では時間短縮のためコートコーナー部からの斜め入りとする。
- ④礼について（監督が選手に促すことを可とする）
※コートの出入りは礼をしないこと（反則ではないが遅延につながるため）。

⑤連続して試合を行う場合のインターバルは1分間とし、赤と青が入れ替わる場合は帯を交換してから1分間とする。

⑥減点項目の追加

- ・ 不正確な気合い（気合いは短く集中し、技と同時に行う必要がある）
- ・ 形名を正確に呼称しない（審判員が聞き取れない場合）

(2) 組手競技

①10カウントルールは採用しない。

②団体戦は全ての回戦において勝敗が決しても3名全員が競技する。

③連続して試合を行う場合のインターバルは1分30秒とし、赤と青が入れ替わる場合は防具等を交換してから1分30秒とする。但し、中学生団体組手代表決定戦においては適用しない。

④倒された若しくは倒された選手の胴体が床についている状態に対する攻撃技は手技のみとし、蹴り技を出した場合は違反とし、接触してもしなくてもコンタクトの予備動作を行い、罰則を与える。

※倒れた（倒された）とは、胴体が床についている状態を指す。

⑤以下の場合主審は副審集合を行う。

- 失格
- 一発反則・棄権
- ドクターストップ
- 10秒成立
- 反則注意からの累積による反則 ※新たに追加

⑥場外に出た選手に対して得点があった場合、得点のみを与える。

⑦小学生の中段の技に対して、痛がったりした時の対応

「痛さ」は個人によって我慢する子と多少の事でも痛がる子がいることは確認されている。この件に対する対応は次のようにすることを推奨する。

- 転げまわるような状況でなければ少し様子を見る。回復しないようであればドクターの診断を仰ぐ
- 副審のポイント表示がない場合、コンタクトの罰則を与えて、相手に「誇張」を与える
- 副審のポイント表示がある場合、ポイントを与えて、相手に「装い」を与える（軽微な場合にはポイントのみを与えることができる）

⑧技の後の注意維持（残心）

副審が得点を与えるときは、残心の部分まで見て判断する。以下のような場合、十分に注意して判断すること。

- 突きの後に背を向ける
- 上段蹴りから倒れ込む動作（ポイントの要素を持たない）

3. 質疑について

(1) 予選会当日は従来の審判会議、監督会議は実施しないため、上記の内容について質疑が生じた場合は、別紙「質疑申込書」に質疑内容を記載し、担当者へ期日までメールで送付すること。後日、質疑内容とその回答を通達する（必要に応じてホームページ掲載する）。

(2) 質疑申込書の提出について

【提出期限】 令和8年4月20日（月）

【提出先】 強化委員会 梁瀬伸祐 宛 メールアドレス s.yanack@poppy.ocn.ne.jp